

一般社団法人麻将連合 賛助会員規約

(賛助会員の定義)

第1条 この規約における賛助会員とは、一般社団法人麻将連合定款第5条3号に定められたものとする。

2 賛助会員には次の種別を置く。

- | | |
|------------|---|
| (1) 一般会員 | 所定の入会申込書を提出し、定款第7条に定められた義務を果たす個人及び団体 |
| (2) ゴールド会員 | 一般会員のうち、一般社団法人麻将連合の活動理念に深い理解をし、競技会への参加率の高さと競技成績が優秀である、模範的な会員として理事会より認められた個人 |

(会員証)

第2条 賛助会員には、氏名、会員番号、有効期限を記載した会員証を発行する。

(権利)

第3条 賛助会員は以下の権利を有する。

- | | |
|---|--|
| (1) 一般社団法人麻将連合主催・後援の競技会への参加資格及び優待 | 但し、個人の場合有効期限内の本人の会員証を会場にて提示する必要があり、法人の場合予め一般社団法人麻将連合事務局に連絡しておく必要がある。 |
| (2) 一般社団法人麻将連合道場での優待 | |
| (3) 一般社団法人麻将連合ホームページ上における、一般社団法人麻将連合道場の詳細な個人成績の閲覧 | |
| (4) ツアーライセンス取得審査の受験資格 | |

(有効期限)

第4条 賛助会員の有効期限は、入会申込書を提出した翌月1日から1年間とする。

2 有効期限内に更新手続きを行うことで、有効期限が1年間延長される。

(継続猶予期間)

第5条 有効期限を過ぎて1年間を継続猶予期間とし、継続猶予期間内に更新手続きを行うことで、同じ会員番号で賛助会員を継続することができる。

但し、この場合の有効期限は、会員証に記載されている有効期限から1年間延長されたものとなる。

また、未納であった期間に遡及して、その権利の行使を要求することは出来ない。

- 2 継続猶予期間を過ぎても更新がない場合、その会員番号は失効となり、新たに賛助会員となるには、新規入会手続きが必要となる。
- 3 会員番号を失効したゴールド会員が、新規入会手続きを行った場合、再び一般会員となる。

(新規入会手続きの条件)

第6条 有効期限を過ぎて1年以内の者は、新規入会手続きを行うことはできない。

(変更)

第7条 本規約の改廃は、総会の議決をもって実施することができる。

(附則)

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

(附則：令和元年5月13日一部改定)

この規約は、令和元年5月13日から施行する。